

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 法人本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

② 障害福祉サービス事業多機能型事業所飛翔食房拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労支援)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援A型)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援B型)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労定着支援)」

③ 障害福祉サービス事業多機能型事業所訓練はばたけ拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活訓練)」

「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活介護)」

④ 障害福祉サービス事業共同生活事業はばたけ寮拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業はばたけ寮(共同生活援助)」

⑤ 障害福祉サービス事業地域活動支援センター翔拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業地域活動支援センター」

「障害福祉サービス事業地域活動支援センター(特定相談支援)」

⑥ 障害福祉サービス事業麺工房はばたけ拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業麺工房はばたけ(就労継続支援B型)」

⑥ 不動産賃貸事業はばたけ不動産拠点(収益事業)

「不動産賃貸事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	78,771,599	0	0	78,771,599
建物	93,885,546	830,000	12,999,343	81,716,203
合計	172,657,145	830,000	12,999,343	160,487,802

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	260,769,359	179,053,156	81,716,203
小計	260,769,359	179,053,156	81,716,203
その他の固定資産			
建物	5,670,854	2,208,431	3,462,423
構築物	7,429,524	4,278,395	3,151,129
機械及び装置	15,549,023	13,179,353	2,369,670
車輛運搬具	19,062,170	18,253,403	808,767
器具及び備品	66,290,701	61,074,429	5,216,272
小計	114,002,272	98,994,011	15,008,261
合計	374,771,631	278,047,167	96,724,464

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,948,961	0	31,948,961
合計	31,948,961	0	31,948,961

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼務等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人	南幡龍	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津265	236,825,691	飲食業		兼任2名		食品の加工及び配送、不動産賃貸等	23,898,268	事業未収金	2,148,652

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - (4) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（多機能型事業所飛翔食房拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所飛翔食房拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 就労移行支援サービス区分
 - イ 就労継続支援A型サービス区分
 - ウ 就労継続支援B型サービス区分
 - エ 就労定着支援サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,009,754	0	0	15,009,754
建物	24,427,254	0	1,499,638	22,927,616
合計	39,437,008	0	1,499,638	37,937,370

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	123,247,692	100,320,076	22,927,616
小計	123,247,692	100,320,076	22,927,616
その他の固定資産			
構築物	5,831,006	3,462,710	2,368,296
機械及び装置	15,084,623	12,992,669	2,091,954
車両運搬具	11,720,170	11,469,045	251,125
器具及び備品	48,327,878	45,139,500	3,188,378
小計	80,963,677	73,063,924	7,899,753
合計	204,211,369	173,384,000	30,827,369

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,904,363	0	13,904,363
合計	13,904,363	0	13,904,363

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域活動支援センター翔拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域活動支援センター翔拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 地域活動支援センターサービス区分
 - イ 特定相談支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,869,457	0	0	3,869,457
建物	3,003,624	0	90,725	2,912,899
合計	6,873,081	0	90,725	6,782,356

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	34,250,418	31,337,519	2,912,899
小計	34,250,418	31,337,519	2,912,899
その他の固定資産			
構築物	1,598,518	815,685	782,833
車輛運搬具	2,712,000	2,711,997	3
器具及び備品	11,844,919	10,906,977	937,942
小計	16,155,437	14,434,659	1,720,778
合計	50,405,855	45,772,178	4,633,677

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,155,620	0	4,155,620
合計	4,155,620	0	4,155,620

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ寮拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同生活事業はばたけ寮拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- ア 共同生活援助サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,300,000	0	0	14,300,000
建物	7,795,343	830,000	1,040,268	7,585,075
合計	22,095,343	830,000	1,040,268	21,885,075

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	21,131,000	13,545,925	7,585,075
小計	21,131,000	13,545,925	7,585,075
その他の固定資産			
建物	3,960,000	1,368,510	2,591,490
器具及び備品	2,886,825	2,641,814	245,011
小計	6,846,825	4,010,324	2,836,501
合計	27,977,825	17,556,249	10,421,576

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	4,730,601	0	4,730,601
合計	4,730,601	0	4,730,601

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（訓練はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所訓練はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 自立訓練(生活訓練)サービス区分
 - イ 生活介護サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,700,000	0	0	19,700,000
建物	8,703,290	0	409,498	8,293,792
合計	28,403,290	0	409,498	27,993,792

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	22,225,000	13,931,208	8,293,792
小計	22,225,000	13,931,208	8,293,792
その他の固定資産			
機械及び装置	464,400	186,684	277,716
車輛運搬具	4,630,000	4,072,361	557,639
器具及び備品	2,846,052	2,257,540	588,512
小計	7,940,452	6,516,585	1,423,867
合計	30,165,452	20,447,793	9,717,659

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,846,890	0	5,846,890
合計	5,846,890	0	5,846,890

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（麵工房はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 麵工房はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- ア 就労継続支援B型サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	25,892,388	0	0	25,892,388
建物	49,956,035	0	9,959,214	39,996,821
合計	75,848,423	0	9,959,214	65,889,209

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	59,915,249	19,918,428	39,996,821
小計	59,915,249	19,918,428	39,996,821
その他の固定資産			
建物	217,800	62,290	155,510
器具及び備品	385,027	128,598	256,429
小計	602,827	190,888	411,939
合計	60,518,076	20,109,316	40,408,760

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	3,311,487	0	3,311,487
合計	3,311,487	0	3,311,487

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ不動産賃貸事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) はばたけ不動産賃貸事業拠点の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩)は省略している。)
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪)は省略している。)
ア はばたけ不動産賃貸事業(収益事業)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	1,493,054	777,631	715,423
小計	1,493,054	777,631	715,423
合計	1,493,054	777,631	715,423

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし